

ID: 78

担当部署: 教育委員会 社会教育課

処分の概要	現状変更等の許可		
例規名 根拠条項	聖籠町文化財保護条例 第8条		
例規番号	昭和50年 条例第20号		
<p>【根拠条文】 (許可事項) 第八条 町文化財の所有者等が次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。 一 現状を変更しようとするとき、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。 二 前条に規定する町の補助金をうけた町文化財を町の区域外に移そうとするとき。</p> <p>【基準】 文化財調査審議会に諮問して可否を決定</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日